

旭川医科大学個人情報管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学個人情報管理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学個人情報管理規程（平成17年旭医大達第13号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この規程における用語の意義は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号。以下「保護法」という。）第2条及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条の定めるところによる。</p> <p>2 この規程において、「各部署」とは、各講座（<u>分野が置かれている講座においては分野</u>）・<u>学科目</u>、<u>国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第26条から第28条に規定する部署</u>、<u>病院に置かれる部署（領域が置かれている診療科においては領域）</u>、事務局各課、学長政策推進室及び監査室をいう。</p> <p>第3条～第28条（略）</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成31年1月31日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成30年12月6日から適用する。</p> <p>【改正理由】 インスティテューショナル・リサーチ室の設置形態の見直しに伴い、所要の改正を行うとともに規定の整備を図るものである。</p>	<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この規程における用語の意義は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号。以下「保護法」という。）第2条及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条の定めるところによる。</p> <p>2 この規程において、「各部署」とは、各講座・<u>学科目</u>、<u>入学センター</u>、<u>教育センター</u>、<u>脳機能医工学研究センター</u>、<u>知的財産センター</u>、<u>教育研究推進センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>学内共同利用施設</u>、<u>各診療科・中央診療施設等</u>、事務局各課、学長政策推進室及び監査室をいう。</p> <p>第3条～第28条（略）</p>